

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,300億円は確実に確保すること。

3. 次期制度改正について

「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」に基づき、制度改正を行うに当たっては、特に次の事項について、適切な措置を講じること。

(1) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、市町村の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえて検討し、結論を得ること。

その際、介護予防サービスを受けている要支援者が継続して同様のサービスを受けられること、地域の実情に応じて安定的に事業実施できるよう適切な支援と十分な財政措置を講じること、利用者に混乱が生じないよう十分な準備期間の設定と周知・広報を行うことについて、十分配慮すること。

また、事業費の枠を設定することについては、市町村において多様な取組みにより真に介護予防に効果がある事業の実施が求められていることを踏まえ、弾力的な対応を図ること。

(2) サービス付き高齢者向け住宅や救護施設等の福祉施設については、「住所地特

例」の対象とすること。

- (3) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成の推進を図ること。また、地域において医療・介護等関係機関の連携が図られるよう、十分な支援策を講じること。
- (4) 特別養護老人ホームの入所者を要介護3以上に限定することについては、既入所者の継続入所に配慮すること。また、市町村における施設サービスや居宅サービスの整備状況は様々であり、全国一律に実施することは困難であることから、地域の実態を十分検証したうえで、結論を得ること。
- (5) 小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行及び居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲については、地域により介護基盤の態様が異なることや、新たな事務が発生することを踏まえ、市町村の実務者と十分協議したうえで、対応可能な市町村から段階的に実施できるようにすること。